

東京都子供・若者計画（第二期）（案）の概要

計画の概要

○ 計画の性格

- ・子ども・若者育成支援推進法に基づく計画
※『『未来の東京』戦略ビジョン』（令和元年12月策定）を推進する計画の位置付けをあわせもつ

○ 期間

- ・令和2年度から令和6年度まで（5か年）

○ 改定の検討経緯

- ・令和元年10月～令和2年2月、東京都青少年問題協議会及び若者支援部会において審議

計画の理念

- 全ての子供・若者が、青年期に社会的自立を果たすことができるよう、その成長を社会全体で応援する

改定のポイント

- 「施策推進の視点」に各施策に取り組むに当たっての視点として、以下の点を盛り込み、子供・若者育成支援施策を一層推進

【視点1】一人ひとりの子供・若者の最善の利益を尊重する視点

- ・支援に当たっては、当事者である**子供・若者の目線に立ち**、意見を尊重し、**支援に反映**させていく姿勢が重要

【視点2】子供・若者の状況に応じて支援する視点

- ・子供・若者のライフステージを見通した**切れ目のない支援**と、本人だけでなく、**家族も含めた支援**が必要

【視点3】子供・若者の支援に社会全体で重層的に取り組む視点

- ・複合的な課題に対応するため、**関係機関等の連携を促進**し、**社会全体で子供・若者の成長を見守っていく**ことが重要

施策の具体的な展開

基本方針Ⅰ 全ての子供・若者の健やかな成長と社会的自立を支援（本文P.13～）

- 1 社会的自立に向けた「基礎」の形成
- 2 社会形成、社会参加できる力の育成
- 3 社会的・職業的自立を支援
- 4 学びの機会の確保

基本方針Ⅱ 社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援（P.35～）

- 1 困難な状況ごとの取組
(1)いじめ (2)不登校・中途退学 (3)障害のある子供・若者への支援
(4)若年無業者（ニート）、非正規雇用対策 (5)ひきこもりに係る支援
(6)非行・犯罪に陥った子供・若者への支援 (7)子供の貧困
(8)ひとり親家庭に育つ子供への支援 (9)自殺対策
(10)特に配慮が必要な子供・若者への支援
- 2 被害防止と保護
(1)児童虐待防止対策 (2)社会的養護体制の充実
(3)子供・若者の福祉を害する犯罪対策等

基本方針Ⅲ 子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備（P.79～）

- 1 家庭の養育力・教育力の向上
- 2 学校・家庭・地域が一体となった子供・若者の育成
- 3 子供・若者の育成環境の整備

計画の改定に合わせ、『『未来の東京』戦略ビジョン』を推進する先導的事業などを新たに追加（359事業⇒400事業：新規等75、事業終了等34）

○推進体制等の整備（P.95～）

- 1 都における計画の推進体制
- 2 区市町村の役割
- 3 関係機関との連携の強化、人材の養成